



さくら

高井会計だより

編集 発行人
税 理 士

高 井 直 樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	.	.	.

ワンポイント 印紙税の軽減措置拡充と非課税範囲拡大

この4月から、不動産譲渡契約書と建設工事請負契約書の印紙税の軽減措置が拡充され、平成30年3月末まで適用されます。また、受取金額3万円未満は非課税とされていた領収書や受取書等に係る印紙税の非課税範囲が、4月から5万円未満に拡大されました。いずれも消費税率の引上げを踏まえたものです。

4月の税務と労務

- 国 税／3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税／2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月30日
- 国 税／8月決算法人の中間申告 4月30日
- 国 税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 4月30日
- 地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税／固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日～4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税／軽自動車税の納付
市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務／労働者死傷病報告(1月～3月分) 4月30日

国民年金保険料

の納付猶予・免除制度

日本国内に住む二十歳以上六十歳未満の人はすべて国民年金の被保険者となり、保険料を納付しなければなりません。このうち学生や若年者等であつて本人等の前年所得が一定以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予または免除になります。

◆ 学生納付特例制度

日本国内に住む学生(*)は、二十歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付義務が発生しますが、本人(家族の所得は問われません)の一年間の所得が「一一八万円＋扶養親族等の数×三八万円＋社会保険料控除等」以下であれば、申請により在学中の保険料の納付が猶予されます。これを「学生納付特例制度」といいます。

* 学生とは、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専

門学校、専修学校及び各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学するもの(夜間・定時制課程や通信課程を含む)をいいます。

1 申請方法

「国民年金保険料学生納付特例申請書」(書類は年金事務所または市区町村の担当窓口に備え付けてあります。以下同じ)に国民年金手帳、学生等であることを証明する書類(在学証明書または学生証の写し)を添付して、在学する大学等の窓口や郵送(住民登録をしている市区町村)により申請手続きを行い、承認してもらいます。

2 本制度の承認を受けた期間

この期間は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な受給資

3 保険料の追納

格期間には含まれますが、老齢基礎年金の額の計算の対象となる期間には含まれません(満額の老齢基礎年金を受け取るためには、四十年間保険料を納付する必要があります)。

学生納付特例期間がある人が、満額の老齢基礎年金を受け取るための措置として、直近の十年以内に関しては、保険料をさかのぼって一括または分割(一カ月分から可)により納めることができる「追納」という制度がありますので、老齢基礎年金額を増額したい人も含めて利用するとよいでしょう。なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して三年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられます(追納額は、毎年三月末までに告示されます)。

4 障害基礎年金等との関係

障害や死亡といった事故に關し、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには次の

いずれかの保険料納付要件を満たす必要があります。

① 事故発生月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が三分の二以上あること。

② 事故発生月の前々月までの一年間に保険料の未納がないこと。

学生納付特例制度の承認を受けている期間は、保険料納付済期間と同様、この要件の対象期間になりますので、申請する場合はすみやかに行います。ちなみに、この申請が遅れると、申請日前に発生した事故や病気による障害については給付は行われませんので注意が必要です。

◆ 若年者納付猶予制度

若年者納付猶予制度とは、二十歳以上三十歳未満の人で、本人及び配偶者の前年の所得(一月から六月までに申請する場合、は前々年の所得)が「(扶養親族等の数＋一)×三五万円＋二二万円」以下であつて、本人が申請書を提出し、承認された

ときに保険料の納付が猶予される制度です。具体的にはフリーター、就活中の人、大学を卒業後就職できない人、予備校に通っている人等所得が少なく保険料が払えない二十代の人が利用できます。ただし、海外在住者等任意加入者は利用できません。

1 納付猶予の期間

納付猶予の期間は、学生納付特例制度と同様に老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされますが、老齢基礎年金額には反映されませんので年金額が増えることはありません。

2 申請方法

国民年金手帳または基礎年金番号通知書（場合によっては前年または前々年の所得を証明する書類、失業等による申請の場合は雇用保険受給資格者証の写し、雇用保険被保険者離職票等の写し）を添付して、住民登録をしている市区町村の担当窓口にて、原則として毎年度「国民年金保険料

免除・納付猶予申請書」を提出します（郵送可）。ただし、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望（申請書の申請者記入欄の「はい」に○を付けます）する場合は、翌年度以降は、あらためて申請をしなくても継続して申請があったものとして審査が行われます。

この申請はできるだけ七月に行います。保険料納付猶予は、原則として申請書の前年の所得額に基づいて審査しますが、毎年の所得額が決定されるのは七月であるため、七月を始期、翌年の六月を終期としています。

3 障害・死亡に関する給付

保険料納付猶予期間中に、ケガや病気で障害になったり死亡した場合は、障害年金や遺族年金を受け取ることができ、申請手続きをせず未納の状態である場合は年金は受けられません。

なお、障害年金を受けている人や生活保護法による生活扶助を受けている人は「法定

免除」となり、申請せずに保険料の免除が受けられます。

4 保険料の追納

保険料納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低くなります。

納付猶予期間については、学生納付特例制度と同じように追納制度の対象となりますので、これを利用してさかのぼって保険料を納付する申込みをし、老齢基礎年金を増やすことができます。

◆ 保険料免除制度

失業した場合や所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年の所得（一月から六月までに申請する場合は前々年の所得）が一定額以下であるなどの理由で、経済的に国民年金保険料を納めることが困難な場合は、本人が「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出します。これが承認されると保険料の納付が免除になります。免除される額は、全額、四分の三、半額、四分の一の四種類があります。

保険料免除になった期間は、年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額を計算するときには、保険料免除分は、その二分の一（平成二十一年三月までの免除期間は三分の一）になります。

◆ 保険料後納制度

国民年金保険料を納付できる期間は二年間で、それを超えるとき効によって納付することができません。そこで過去十年間に保険料を滞納した期間がある人を対象に、平成二十四年十月一日から三年間の時限措置として、時効により納付できなかった期間の保険料を後で納付できる「保険料後納制度」がスタートしました。

保険料を後納する場合、全額免除を受けた期間と同額の加算額が上乗せされますが、これを利用してにより、保険料納付済期間等が足りない人が年金の受給資格を得られたり、年金額を増やすことができます。

なお、保険料納期限の原則に変更はありません。

遺族補償年金等の受給者が65歳になったとき

Q 夫が労災事故で亡くなり、労災保険から遺族補償年金、厚生年金保険から遺族厚生年金を受給中の64歳の無職の女性です。現在遺族補償年金は減額されていますが、所得税・住民税は非課税です。65歳になると老齢年金が受けられますが、今まで受給していた年金等はどうなりますか。

A 遺族補償年金（遺族厚生年金が支給されるため16%減額）・遺族特別年金（ボーナス等が支給されていた場合の労災保険からの給付金で、厚生年金保険との調整はない）と遺族厚生年金（厚生年金保険からの保険給付で、中高齢の寡婦加算を含む）を受けている女性が65歳になったときは、妻に老齢年金が支給されます。ただし、遺族厚生年金の額が老齢厚生年金の額より

多い場合には、その差額が遺族厚生年金として支給されます。このほか、老齢基礎年金の支給が開始されます。

労災保険との関係については、65歳になるまでと同様に遺族厚生年金が支給されると、引き続き遺族補償年金が支給調整されます。

ちなみに、年金は老齢と死亡など支給事由が異なる場合は調整されませんので、たとえば老齢厚生年金の額が遺族厚生年金の額より高額である場合は、遺族補償年金と老齢厚生年金が支給されることとなりますので、遺族補償年金は減額されず、満額が支給されます。

税金については、遺族給付にかかる給付は所得税・住民税ともに非課税です。国民健康保険料は住民税非課税者として、所得割以外の均等割、平等割等（保険者により異なります）を負担していると思われます。65歳になると、前記のとおり老齢厚生年金が優先支給されますので、支給額により課税対象となることがあります。

限定正社員

昨今耳にする機会が多くなった限定正社員とは、「ジョブ型正社員」などとも呼ばれ、日本型正社員と非正規社員の中間的な雇用形態として位置づけられています。

限定正社員には雇用期間の定めはありませんが、職務、転勤・異動、残業に制限があるため、その分賃金は正社員より低く抑えられています。社員側からみ

たメリットは拘束性が低いこと、デメリットはあるものの職務や勤務地がなくなったときに解雇の可能性が高いことです。

この制度は労使間で定めるもので、すでに活用している企業もありますが、国はこれを後押しして限定正社員の普及・促進を図るとともに、非正規社員の減少と企業の人材確保を容易にすることで経済を活性化させることに期待を寄せています。

中退共に新規加入する事業主への助成制度

中小企業のための退職金制度として中小企業退職金共済制度が実施されています。

この制度は、事業主が中小企業退職金共済事業本部（中退共）と退職金共済契約を結んで毎月の掛金を金融機関に納付し、社員が退職したとき、中退共から直接本人に退職金が支払われるしくみになっています。

この中退共制度に新たに加入する事業主には、国が次の助成を行っています。

- ① ②以外は5千円を上限に加入後4カ月目から1年間、掛金月額2分の1
- ② パート等短時間労働者の特例掛金月額（4千円以下）加入者については、①に、掛金月額2千円の場合は300円、3千円の場合は400円、4千円の場合は500円が上乗せされます。

詳しくは、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部にお問い合わせください。